

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

初めに、1、令和8年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号につきまして、理事者から説明願います。

○向井子育て支援部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。説明欄の上から2つ目となりますが、3款2項1目の物価高対応子育て応援手当支給費でございます。本事業は令和7年11月21日に閣議決定されました「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高の影響が長期化しその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するものであり、児童手当支給対象児童を養育している父母等に対し、児童1人当たり2万円を支給するため8億8千767万8千円を補正しようとするもので、財源は全額国庫支出金となっております。

また、本事業につきましては年度内に完了しないことから、ページ戻りますが、補正予算書2ページの繰越明許費補正（追加分）に記載のとおり、令和8年度に全額繰越しをしようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○塩尻委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和8年第1回臨時会提出議案に関わる事項であります、千代田小学校グラウンド整備工事に係る変更契約の締結について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 令和8年第1回臨時会提出議案のうち、報告第2号、専決処分の報告について、総務常任委員会所管事項であります、学校教育部に関わりがございましたので御説明を申し上げます。

整理番号2、千代田小学校グラウンド整備工事については、月単位での週休2日の実施に伴う経費率の変更及び処分費の確定に伴う増額に対する設計変更に対処するため、旭川市建設工事請負契約約款第18条に基づき契約金額の増額を行ったもので、令和8年1月6日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 次に、提出議案以外の事項であります、「令和5年度いじめの重大事態調査報告書」を踏まえた不登校重大事態の再発防止策について、旭川市立高台小学校PFI整備事業事後評

価報告書についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 令和5年度いじめの重大事態調査報告書を踏まえた不登校重大事態の再発防止策について御説明いたします。

資料1を御覧ください。いじめの重大事態については、令和5年度に生命心身に関わる事案1件、不登校事案9件、これらの重複事案4件、合わせて14件を認定しており、現在13件の調査を終え、調査結果ではいずれも認知と支援策の遅れといった学校の組織的な対応の欠如が課題に挙げられています。これを受け、令和6年4月からいじめ防止対策「旭川モデル」の取組の一つとして、不登校重大事態の未然防止の強化を進めています。学校、教育委員会では、いじめを受けた児童生徒が病気等の明確な理由以外で欠席した際、いじめ防止対策推進部と連携して対処方針を定め、速やかに支援を講じてきております。いじめ防止対策推進部においても心理や福祉の専門職が相談者の意向に寄り添い、関係機関の協力も得ながら、きめ細かに対応しています。今年度からは不登校支援サポーターを活用し、学習支援や交流活動を通じて社会的自立を促すとともに、子どもたちの状況に応じて、フリースクールへつなげる支援も実施しております。こうした取組の継続により、令和6年度の重大事態が4件に減少し、令和8年度からはいじめを起因とする不登校対策の充実に向けて、さらに取組を強化してまいります。

資料2を御覧ください。まず、児童生徒がいじめが原因で欠席した場合、5日目までに学校は速やかに家庭訪問などにより支援策を提示し、速報を受けた教育委員会といじめ防止対策推進部は必要に応じて緊急支援チームを学校へ派遣し、対応や支援策の助言、指導を行います。次に、学校は9日目までに所定のシートに基づき欠席状況や保護者との面談内容を整理し、登校復帰に向けた支援策を再検討します。この間、旭川市においても児童生徒や保護者のカウンセリングを行うなど、不登校の長期化を防ぐための初動対応を徹底し、仮に欠席が10日以上続くようであれば、学校外の機関による支援の活用も提案してまいります。例えば、登校復帰を軸とした支援を希望される場合はオンラインや別室登校による学習支援を、学校外の居場所も含めた支援を希望される場合は教育支援センター、ゆっくらすあるいは民間のフリースクールを紹介するといった流れとなります。

資料はあくまで支援策を段階的に示したものであり、児童生徒の状況や保護者の意向に応じ、支援の時期や内容について臨機応変に対応していくこととなります。今後は年度内に各学校に周知し、取組の徹底を図ってまいります。

続いて、旭川市立高台小学校PFI整備事業事後評価報告書について御説明いたします。旭川市立高台小学校については、民間事業者が資金を調達し建物の設計、建設を行い、市に所有権を移転させた上で、維持管理までを一括して行うPFI方式により平成20年度から整備したものです。この報告書は令和7年3月の事業終了に伴い、PFI整備事業による財政負担の軽減やサービス向上の達成状況を検証し、課題を明らかにした上で、今後の事業手法の検討や施設運営の改善に役立てるため外部有識者からも意見を伺い、評価の案、妥当性や公平性、客観性を確保して作成したものです。

資料の旭川市立高台小学校PFI整備事業事後評価報告書（概要版）の2ページ目を御覧ください。評価については、従来の整備方式と比較し、財政負担の低減割合を通知したバリュー・フォー・マネー、いわゆるVFMの達成状況を検証する定量的評価と一括性能発注の効果を検証する定性的評価により実施しております。定量的評価では、支払い総額が契約金額より1千830万円減

の29億4千150万円となり、当初見込みの10.6%のVFMが確保され、財政負担も軽減されました。定性的評価では、予防的修繕により質の高い維持管理が行われたことに加え、一括性能発注により施設整備期間の短縮も図られたところです。これらを踏まえ、事後評価の総括として、良質な公共サービスの提供による教育環境の向上をはじめ、総事業費の削減や財政負担の平準化といった当初の事業目的が達成されたとしております。

一方、今後の課題として、学校施設でPFI事業を行う上では事業者と市、学校が対話を重ねていくことの重要性など4項目を挙げております。

報告については以上です。よろしく願いいたします。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは、不登校重大事態再発防止策について何点か質疑させていただきます。

いじめや不登校についての対応策、防止策については既に整備されていたと認識しておりましたが、なぜこの時期に不登校重大事態の再発防止策が出されることになったのか、お伺いします。

○田村学校教育部主幹 令和5年度に認定した14件のいじめの重大事態調査が13件終了したことから、いじめの重大事態調査報告書の結果を踏まえ、主に不登校重大事態を防ぐ令和6年度以降の取組について整理するとともに、今後、旭川モデルにおけるいじめを起因とする不登校への支援策について、強化、徹底するために作成しております。

○中村みなこ委員 報告書の結果を踏まえて、整理分析したタイミングが今だったと理解いたしました。その結果から不十分なところがあったため、そこを強化、徹底する再発防止策とのことですが、内容について少しお伺いします。

欠席日数に応じて3段階の支援が示されております。特に最初、欠席初日から5日の枠組みのところですが、すぐにいじめが原因の欠席なのかどうか分からない場合も多いのではないかと思います。子ども自身が友達とのトラブルが原因で行きたくないと自覚できていなかったり、適切に言語化できずに保護者に伝えられなかったりということも考えられます。いじめが原因だという判断ができないまま数日経過してしまうことも考えられると思いますが、どのように対応していくのでしょうか。

○田村学校教育部主幹 児童生徒の欠席理由を適切に判断するためには、児童生徒と直接対面して話を聞くことや保護者との密接な関係を構築することが大切であると考えております。そのため、各学校においては児童生徒が欠席した初期段階で家庭訪問等を行い、児童生徒の状況を的確に把握することで、欠席理由を可能な限り把握するとともに適切な支援策を講じることができるよう進めております。

○中村みなこ委員 昨日の、あのトラブルが原因かもと学校側で思い当たればいいですが、そうでないときも、欠席初日からいじめからの不登校の可能性を考えて対応するということになると思います。そして家庭訪問ということで、改めて日常の先生方の業務に余裕がなければ、こういうところにきめ細かく対応できないなと感じたところです。

で、家庭訪問ですけど、電話と対面とでは、不安に思っている相手にとって安心感とか情報の共有とかの面で違ってきますので、家庭訪問を基本とすることに全く異論はないのですが、中には、既に担任の対応について不適切で、来てほしくないという場合も実際ありますので、そのような可能性も考慮して、訪問ありきではなく、誰がどういうスタンスで訪問するか、しないのかなど、や

っぱり現場のケース・バイ・ケースの対応が大事だなと感じております。

次に、具体的な支援策についてです。資料にも提示されてはありますが、いま一度、御説明お願いいたします。

○田村学校教育部主幹 支援策については、児童生徒が欠席した時点において、学校、教育委員会及びいじめ防止対策推進部の3者で情報を共有し、速やかにスクールカウンセラーによる面談等の心のケアや児童生徒の希望に応じた学習支援について提案しております。また、児童生徒が学校外の居場所においても支援を受けることができるよう、必要に応じて教育支援センター、ゆっくらすや民間のフリースクールを紹介するなどし、児童生徒や保護者の意向を踏まえた支援策を講じております。本資料では、一般的な支援策について段階的に示しておりますが、児童生徒の実態に応じて臨機応変に対応していくことがとても大切であり、学校が保護者と連携し、支援の具体について丁寧に説明することが重要であると考えております。

○中村みなこ委員 資料には、1日目～5日目の段階の欄の支援策の例のところに学習支援が先に書かれていて、その次に心のケアが書かれているんです。何かそこにすごく違和感を覚えたんです。今の御説明ではケアのほうが先に説明されていたので、順番は大して関係ないのかもしれませんが、まずは心のケアに比重が置かれると思いますので、ささいなことかもしれませんが変えていただければということを指摘させていただきます。

そして、この再発防止策は調査結果で見えてきた初期段階の支援の不十分さを明確にして、全学校で共有するものだったということで、必要だなと感じたところです。ただ、どうしてもマニュアルとしてとらわれ過ぎてしまうことが一番心配に思っております。今お答えいただいた中にも臨機応変とありましたし、欄外にも注釈もちゃんと書かれております。特に、欠席日数での区切りは分析結果として見えてきたことなのかもしれませんが、あくまでも目安であって、一概にこのとおりに進んでいないことで、適切な対応をしていないと評価されることのないようにしっかり確認していただいて、子どもや保護者の様子に応じて寄り添って進めることを大前提に取り組んでいただきたいと思います。

そして、この再発防止策だけの話ではありませんが、取り組んでみての現場の声をきちっと聞いて、取り入れて、バージョンアップしていただきたいということも指摘いたしまして、私からの質疑を終わりたいと思います。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、次に、3、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第10号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、前回まで判断保留であった民主・市民連合に判断できる状況にあるか確認いたします。

民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第10号についての採択、不採択の判断を意見開陳を含めて、伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 不採択とすべきと考えます。

理由といたしましては、本件については、個別に司法において救済が図られるべき事案であると考えますので、議会として関知するのが適切ではないと判断したため、願意に沿いかねるということでございます。

○塩尻委員長 続きまして、民主・市民連合。

○上野委員 陳情第10号につきまして、私たち会派は、陳情者の願意に沿い、妥当と判断したいと思います。

以下、簡潔に理由を述べます。

マスコミやインターネット上の誹謗中傷は、被害者の精神や生活に甚大な被害をもたらす、心の殺人とも呼ばれる重大な社会問題となっています。被害者は、恐怖、不安、不眠、鬱状態などの精神的苦痛を感じ、日常生活に支障を来すケースが多く見られております。旭川女子中学生いじめ凍死事件においても、本件に関連する教職員や生徒及び関係者たちの人物像を著しく歪曲または捏造した報道がなされ、その名誉及び日常生活等を破壊され、現在も人権をじゅうりんされております。2022年9月に旭川市教育委員会が設置した第三者委員会が作成した報告書のマスキング部分において、マスコミ報道の誤り等が記載されていることが、マスキングのない報告書の流出により、事実が明らかになりました。2020年9月、第三者委員会の報告の場でマスコミの誤り報道が公表されていたらと、たればではございますが、強く感じるところでございます。この点について、これまでマスコミ等や関係者、市民に対して対応を全くしてこなかった市の責任は重いと感じております。本件の報道被害に遭った方々は、今なお苦しんでおります。仕事を失ったり、健康の不安を感じたり、家族の安心、安全を危惧したり、中には死のうと思った方もいると聞いております。

以上の理由で、市の責任において、今なお報道被害によって苦しむ当該被害者の名誉回復及び本件に関わる報道各位に対し、その記事の削除、訂正並びに公表を働きかけるべきという陳情者の願意は妥当であると判断いたします。

○塩尻委員長 次に、公明党。

○中村のりゆき委員 公明党といたしましては、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものというふうに思っております。

簡潔に理由を述べさせていただきますけれども、陳情者が主張する、捏造とする事実関係の特定が難しいということが一つあります。また、当該報道被害者とされる方が日常生活または社会生活に著しく支障を来し続けているという御事情もあるんですけども、そういった名誉回復、補償ということであれば、司法の案件とも考えられるというふうに考えております。また、いじめ問題に関する全体像ということで言えば、いじめ問題調査報告書、また、いじめ問題再調査報告書で公表されているため、新たに何らかの事実関係を旭川市として、教育委員会として、公表するということにはならないというふうに考えてございます。

以上のことから、願意に沿い難く、不採択とすべきものというふうに結論をつけました。

○塩尻委員長 次に、日本共産党。

○中村みなこ委員 我が会派のほうとしても、不採択にすべきと判断いたします。

この件に関する報道に虚偽や捏造と思われるものがあつたとは認識してはいます。しかし、各種報道によって被害を受けたとされる当事者がどうしたいのか、どうしてほしいのかが一番の出発点です。当事者と報道各社との間で話し合ったり、訴えたりすべきことと考えます。あくまでも各報道機関の報道によって生じた被害であり、陳情事項の名誉回復や補償、真相公表、記事の削除・訂正は、被害者から報道各社に求めるべき内容ですので、市や教育委員会が間に入るものではないと考えます。

よって、願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 次に、無所属横山委員。

○横山委員 本陳情案件については、結論としては、私は願意妥当であり、採択すべきものというふうに判断をします。

理由について簡単に述べたいと思いますが、当該事件において第三者委員会、再調査委員会の調査報告書、女子中学生の死亡の原因ですとかいじめ事案との因果関係等については、一定程度明らかにされているとは認識をしていますが、一方で、今の一部の事実関係について疑義が残っていることは、私自身もこれまでの議会の質疑等の中でも指摘をし続けていることでありまして、結論が出ているとは言い難いというふうに考えています。また現在、遺族側と旭川市との間で損害賠償請求の訴訟が行われており、事実関係について一部係争中であると、疑義が残っているというふうに判断できる状況にあるんじゃないかなというふうに思います。それから、当該事件を巡っては、被害生徒及び加害者とされた生徒、被害生徒の在籍中学校の教職員等に対して、過熱した報道が展開されて、一部には事実でないことも広く社会に流布されました。特に担任教員、教頭の発言については、2つの調査報告においても、事実とは認定されていないということを放置しておくことは大きな問題があるのではないかなというふうに考えます。個々の訴え等において行われるべきだという側面はありますが、あまりにも社会的に大きな影響を与えた本事件については、もう一度、事実をきちっと精査をするべきだというふうに思います。それによって発言、報道の撤回、削除、当該者の名誉回復等が何らかの形で行われるべきものであると思いますので、それについて市及び市教育委員会が一定程度役割を果たすべきだというふうに私は考えますので、採択すべきものと考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決とさせていただきたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第10号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○塩尻委員長 起立少数でございます。

よって、陳情第10号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それではそのように扱わせていただきます。

次に、陳情第11号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、前回まで判断保留でありました民主・市民連合に判断できる状況にあるか確認いたします。

民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでございますので、陳情第11号についての採択、不採択の判断を意見開陳を含めて、伺ってきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 本件につきましても不採択とすべきと考えます。

理由といたしましては、同様に、これについては個別に法的救済が図られるべき案件であって、議会として、あるいは市として関与する事案ではないと判断したため、願意には沿いかねるということでございます。

○塩尻委員長 続きまして、民主・市民連合。

○上野委員 陳情第10号と同じような内容でございます。私たち会派は、陳情者の願意に沿い、妥当と判断して、採択すべきと思います。

理由につきましては先ほど述べた理由とほぼ同じでございますが、個々がやっぱり訴えるべきだという御意見もございますけれども、先ほど横山委員がお話ししたとおり、やはり市としての責任、これは先ほど私が理由で述べた第三者委員会の報告、これの重要なところをマスキング、要するに黒塗りされていた。このことによって誹謗中傷が加速されたと、そういった面につきましては、市として大いに反省すべきですし、今なおマスコミの中に、またSNSの情報の中に、映像や名前が出ているってこと自体が非常に問題であり、ここでそれを訴えるということは非常に重いことだと思います。関わった市として、やはりそういったものに対する注意喚起も含めて、この陳情者が訴えるような責任をきちっと果たすべきと思い、私ども、陳情者の願意に沿い、採択といたしたいと思っております。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えております。

理由につきましては、陳情第10号、陳情第11号、文言、少し違うところがありますが、ほぼ同じ内容ということなものですから、先ほど述べた、同様の理由ということをもって説明は割愛させていただきます。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 不採択にすべきと判断いたします。

理由についても、先ほどの陳情第10号と同様です。各報道機関の報道によって生じた被害でありますので、被害者から報道各社に求めるべき内容と考えますので、市や教育委員会が間に入るも

のではないと考えております。

よって、願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 次に、無所属横山委員。

○横山委員 陳情第10号と同様の理由で、陳情第11号についても私は採択すべきものというふうに判断をします。

理由については重複しますのでお話しはしませんけれども、特に教職員、担任教員と教頭の発言のことに關しては、個々で訴えを起こすだとか、請求を行うということ、私人として対応せよということになると思うんですけども、公務を行っていることに対して私人として対応するっていうのはやっぱりおかしいというふうに考えます。現場の教職員からは、結局仕事として行ってきたことに対して、誰も守ってもらえないのかと、個人で闘うしかないのかというような声が、この事案については、以前から随分耳にしておりました。そういったことをしっかり市並びに市教育委員会等、組織的にしっかり守っていくシステムがないことが、やっぱりこういったことを許してしまうことにもつながっているんじゃないかなというふうに思いますので、重ねて採択すべきものというふうに考えます。

○塩尻委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決といたします。

お諮りいたします。

陳情第11号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○塩尻委員長 起立少数であります。

よって、陳情第11号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それではそのように扱わせていただきます。

次に、陳情第14号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に關して、非公開での協議ではない方法を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるかどうかを各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 この陳情案件につきましては、ホームページ上でまだ削除されているような状況ですので保留といたします。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 もう少し時間をいただければと思います。

○塩尻委員長 次に、日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 次に、無所属横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、まだ判断できない会派がありますことから、今回は保留といたします。

次に、陳情第20号、出産前後の支援体制強化に関することについて、陳情第37号、市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めることについて、陳情第38号、旭川市におけるAI予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築についてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時48分

○塩尻委員長 再開いたします。

ただいま、趣旨・補足説明を受けた陳情第20号、陳情第37号及び陳情第38号につきまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、この件につきましてはただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とさせていただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、4、その他、常任委員会における取組テーマについてを議題といたします。

これまで散会后でしか協議しておりませんでしたので、改めて取り扱うこととなります。令和6年10月8日の議会運営委員会において全会一致となった「常任委員会ごとにテーマを決め、委員間討議を積極的に取り入れ、政策提言等に向けた検討と議論に努める」に基づき、子育て文教常任委員会としては、子育てしやすいまちづくりについて、を今期の委員会における取組テーマとし、政策提言等に結びつくような運営を行っていくこととしたいと考えますが、そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、そのとおり扱うことといたします。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時49分